

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率は、『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』において、地方公共団体の財政の健全性に関する比率として定められた、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標です。また、資金不足比率は、自治体が運営する公営企業の経営の健全度を測る指標です。

これらの指標については、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することにより財政状況を客観的に表す意義を持ちます。これにより、平成19年度決算から公表が義務付けられ、また、平成20年度決算からは、指標のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画の策定・公表が義務付けられています。また、同様に資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合にも、公営企業の経営健全化計画を策定・公表すること等が義務付けられています。

1 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
宮若市	—	—	7.9%	—
早期健全化基準	13.46%	18.46%	25.00%	350.00%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.00%	

《参考：福岡県内の状況》

27市平均			6.0%	5.1%
31町村平均			6.7%	9.1%
58市町村平均			6.4%	7.3%

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載しています。
- 2 平均値は各指標の合計値を団体数で除した単純平均です。
- 3 政令市は一部基準が異なるため平均値から除いています。

2 資金不足比率（宮若市が運営する公営企業）

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00%
簡易水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	

備考

資金不足が生じていない場合は、「—」と記載しています。

3 過去の各指標の推移

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
令和4年度	—	—	7.2%	—	—
令和3年度	—	—	6.5%	—	—
令和2年度	—	—	5.9%	—	—
令和元年度	—	—	5.5%	—	—
平成30年度	—	—	5.1%	—	—
平成29年度	—	—	5.0%	—	—
平成28年度	—	—	5.0%	—	—
平成27年度	—	—	5.4%	—	—
平成26年度	—	—	6.1%	—	—
平成25年度	—	—	7.5%	—	—
平成24年度	—	—	9.0%	—	—
平成23年度	—	—	10.8%	9.8%	—
平成22年度	—	—	11.7%	24.0%	—

備考

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合、また、資金不足が生じていない場合は、「—」と記載しています。

【用語解説】

■ 実質赤字比率

一般会計等（宮若市では、一般会計と住宅新築資金等特別会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

※住宅新築資金等特別会計は平成30年度末で廃止

■ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、水道事業等の公営企業を含む全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

■ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の額の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、借入金返済額等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

■ 将来負担比率

公社等損失補償を行っている団体のものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、一般会計等の借入金や将

来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

■ 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率で、資金不足を料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

■ 実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

■ 連結実質赤字額

地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額

■ 一般会計等

地方公共団体の会計のうち地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計

■ 標準財政規模

標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの

■ 公営企業

地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

■ 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの

（法適用企業の場合）

基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額

（法非適用企業の場合）

基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額